

2009年3月30日

日本振興銀行株式会社

取締役会長 木村 剛 殿

代表執行役社長 上村昌史 殿

日栄・商工ファンド対策全国弁護団

団 長 弁護士 木村 達也

事務局長 弁護士 牧野 聡

公 開 質 問 書

日栄・商工ファンド対策全国弁護団は、1998年12月に、株式会社ロプロ及び株式会社SFCG等といった中小事業者向けに手形貸付を行う商工ローン業者による高金利・違法取立・過剰融資、そして連帯保証人等の救済を行うために発足した弁護団です。

当弁護団の構成は、全国各地で商工ローン業者から借金をした中小事業者や、連帯保証人となって苦しんでいる人々を救済する全国各地の弁護士・司法書士であり、現在までに約370名が参加しております。

ところで、株式会社SFCGによる貴行への債権譲渡について、当弁護団は債権譲渡の対象となっている債務者の保護の見地から貴行に対して下記の質問を致しますので、貴行の見解を明らかにしていただきたくお願いします。

- 1 貴行は、株式会社SFCGの経営状態が悪化した昨夏以降、同社から同社の資産である多額の営業貸付金について、債権譲渡を受けておられますが、その目的は何でしたか。また、貴行が株式会社SFCGから譲渡を受けた債権額とその買取額を明らかにして下さい。

さらに、上記債権譲渡に伴い、貴行は株式会社SFCGから担保の提供を受けておられたようですが、これは将来的に株式会社SFCGが譲渡債権を買い戻す合意がなされていたからですか。そして、どのようなものを担保として提供されていますか。

加えて、株式会社SFCGが民事再生手続開始を東京地方裁判所に申立てた前後に上記担保について担保権行使がなされていますが、それはどのような理由からですか。

- 2 貴行が債権の譲渡を受けた株式会社SFCGは、多くの顧客に対して利息制限法1条1項の法定金利を超過した約定利息（制限超過利息）を徴収して

きたことは、貴行にとっても既知の事実と思われませんが、貴行は、株式会社SFCGから債権譲渡を受けた金銭債権について、銀行法によって貴行に課されている法令遵守義務に反し、上記制限超過利息分について元金充当計算を行うこともなく、株式会社SFCGから譲り受けた債権額をそのまま請求されているが、この法的根拠をどのように考えておられますか。

また、顧客が株式会社SFCGに対して支払ってきた制限超過利息分について元金充当計算を行い、顧客が法的に支払義務を負っている元金・利息のみを請求する体制に変更しないのはどうしてですか。

これと関連して、上記元金充当計算を行わないままに、貴行から譲渡債権の借主に対して、契約書の書き換え、借り換えが求められたり、借り増し等の勧誘がなされており、これらの行為は、あたかも利息制限法の脱法を意図しているとも思われるが、これらの行為を禁止しないのはどうしてですか。

- 3 貴行カスタマーセンターでは、株式会社SFCGからの譲渡債権について、譲渡前の取引履歴は開示できないとの対応をされています。ところで、貸金業法24条は、同法19条を準用していることから、貴行の営業所又は事務所ごとに業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、保存する義務を負っていることになるが、貴行カスタマーセンターの対応は貸金業法24条に反しているのではありませんか。

また、この対応はいつ是正されますか。

なお、貴行カスタマーセンターでは、譲渡債権の中で既に完済となっているものについて確認できないとの対応をされていますが、どうしてこのような対応がなされているのですか。

- 4 貴行は、銀行としての免許を受けて、不特定多数人から預金として資産を集めることができるのですから、その管理運営には当然に社会的責任が伴うと思料致しますところ、貸金業者である株式会社SFCGから、同社の資産である営業貸付金を債権譲渡により取得するに当たり、当然に行われるべき資産査定はどのように行われたのでしょうか。

貴行が株式会社SFCGから譲り受け債権について、どのような査定・評価がなされましたか。

- 5 株式会社SFCGは、貴行に譲渡した債権の多くを貴行譲渡前に信託譲渡を行っており、貴行が譲渡を受けた債権のうち約700億円については、貴行は第三者対抗要件で各信託銀行に劣後していると報道されていますが、そ

の報道は事実ですか。債権の二重譲渡が行われた場合には、第三者対抗要件で優先する債権者のみが真の債権者であって、劣後債権者は債務者に対する関係では債権者ではないとの扱いを受けることとなります。今後、自己が劣後していた債務者に対してはどのように対応する予定ですか。貴社がこれらの債務者に対しても現時点で債権者であるかのように振る舞っているように思われるのはどのような根拠によりますか。判明した債務者には、自己が劣後債権者であったことを伝える義務があると考えますが、そのような行動を予定していますか。

以上の各質問について、本書面到達後 1週間以内に後記弁護士事務所宛に書面にて御回答下さい。

なお、本公開質問書は、貴行に送付すると同時に、衆参両院、各政党本部、及びマスコミ各社に対しても、貴行に送付した事実をお知らせしておりますことを申し添えておきます。

回答先

〒604-8166

京都市中京区三条通烏丸西入ル 烏丸ビル6階
ブライト法律事務所内
日栄・商工ファンド対策全国弁護士事務局
弁護士 牧野 聡